

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第52号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第52号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年2月9日

健康福祉局

議案第 5 2 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営
の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 1 2 号）

2 条例の改正内容

上記 1 に伴い、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに指定を受けている福祉型障害児入所施設（指定障害者支援施設の指定を受けていることをもって、指定福祉型障害児入所施設の基準を満たすものとみなされるものに限る。）について、なお従前の例によるとされた人員及び設備に関する基準の経過措置の期間を令和 6 年 3 月 3 1 日までとするもの

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 平成30年3月20日条例第30号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 平成30年3月20日条例第30号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>